



兵庫労働局発表
平成30年12月27日(木)

報道関係者 各位

担	雇用環境・均等部企画課
	課長 谷本 俊江
当	課長補佐 高野 英樹
	電話 078-367-0700

「働き方改革関連法解説セミナー＆個別相談会」を開催します

～2019年4月1日から順次施行される働き方改革関連法について解説いたします。～

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、県内の事業主の方々や働く方々に、改正法の趣旨や内容、支援策等を知っていただくため、下記セミナー及び相談会を開催します。

日時：平成31年2月8日(金)

＜解説セミナー＞ 第1部 10時00分～12時00分

第2部 14時00分～16時00分

＜個別相談会＞ 10時00分～17時00分

場所：神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1-1-3）

対象者：企業の人事労務担当者等（第1部：先着200名 第2部：先着200名）

開催内容：＜解説セミナー＞（第1部・第2部とも同じ内容です。）

- （1）労働時間法制の見直しについて（改正労働基準法等）
- （2）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について（パートタイム・有期雇用労働法等）
- （3）助成金等支援施策について

＜個別相談会＞

開設時間 10時00分～17時00分

*会場の受付周辺に相談ブースを設置いたします。

*改正法への対応や助成金の活用など、自由に相談できます。

参加申込：別添1の参加申込書をご記入の上、FAXにてお申込みいただくか、
下記連絡先までお問い合わせください。

【お問合せ先】〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3クリスタルタワー15階

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課 担当：砂川・土開

電話：078-367-0700 FAX：078-367-9050

※なお、「兵庫県働き方改革推進支援センター」（以下、支援センターという。）においても改正法に関する各種相談を受け付けております。

※支援センターでは、企業の求めに応じて、専門家の派遣による訪問支援を無料で実施しています。（活動内容については別添2のとおりです。）

【お問合せ先】〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3-1 サンパル7F

兵庫県働き方改革推進支援センター 電話：078-806-8425

働き方改革関連法 解説セミナー&個別相談会

2019年4月1日から順次施行される
働き方改革関連法について解説いたします。(概要は裏面参照)

Action

1

開催日時

平成31年2月8日(金)

<解説セミナー> 第1部 10時00分~12時00分
第2部 14時00分~16時00分
<個別相談会> 10時00分~17時00分

Action

2

開催場所

神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール
(神戸市中央区東川崎町1-1-3)

Action

3

対象者

企業の人事労務担当者等(第1部:先着200名 第2部:先着200名)

Action

4

プログラム

<解説セミナー> (第1部・第2部とも同じ内容です。)

- (1) 労働時間法制の見直しについて(改正労働基準法等)
- (2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について(パートタイム・有期雇用労働法等)
- (3) 助成金等支援施策について

<個別相談会>

開設時間 10時00分~17時00分

- * 会場の受付周辺に相談ブースを設置いたします。
- * 法改正への対応や助成金の活用など、自由に相談できます。

<参加申込について>
裏面の参加申込書にご記入のうえ、
FAXにてお申込みください。

主催: 兵庫労働局

共催: 兵庫県働き方改革推進支援センター



「働き方」が変わります! (働き方改革関連法の概要について)

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満** (休日労働含む)、
複数月平均**80時間** (休日労働含む) を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者) の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法 解説セミナー & 個別相談会 参加申込書 【FAX:078-367-9050】

会社名 (団体名)

住所 (市区町)

担当者 (氏名)

TEL

氏名	役職名	参加希望回に○印を
		第1回 ・ 第2回 ・ 個別相談会
		第1回 ・ 第2回 ・ 個別相談会
		第1回 ・ 第2回 ・ 個別相談会

※上記 参加申込書をご記入の上、FAXにてお申込みいただくか、下記連絡先までお問い合わせください。
※お申込みいただきました個人情報は、当セミナー及び相談会のみ利用させていただきます。

【お問合せ先】

〒650-0044
兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3
クリスタルタワー15階

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課
担当：砂川・土開
電話：078-367-0700
FAX：078-367-9050



「兵庫県働き方改革推進支援センター」 企業訪問（派遣型）支援のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料で企業へ訪問しご相談に応じます。

まずは、センターにご連絡を！！

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：078-806-8425

メール：hk28@mb.langate.co.jp

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

サンパル7F

【受付時間】9:00～17:00（日・祝日を除く）

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、フォローアップも含めて3回まで企業へ訪問いたします。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等



兵庫県働き方改革支援センターのサポート事例について①（人手不足対策）

事例A

- 従業員 4名
- 業種 医療業

【支援前の状況】

- ・人材不足と労務管理の面で開業準備が整わない。
- ・労働保険や社会保険の条件について知識が乏しい。
- ・就業規則を検討中だが、知識不足があり完成できない。



【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①「地域雇用開発助成金」の申請

ハローワーク経由で提出する「地域雇用開発助成金」の申請書の作成を進めることを提案。

②労働保険・社会保険の新規適用

労災保険の手続き及び雇用保険の手続き、及び歯科医師国保の被用者加入について説明した。

③就業規則の整備に向けた助言

1か月単位の変形労働時間制を採用すること、業務カレンダーを作成することを提案した。就業規則の労働基準監督署への届出及び36協定の届出の必要性を説明した。



【支援後の効果】

- ・「地域雇用開発助成金」の計画承認が下りた。
- ・労働者の労働保険及び社会保険について手続きが完了し今後の採用についても募集条件が整い、歯科衛生士を中心とした正職員4名の採用が可能となった。
- ・労働基準法に基づいた労働日・労働時間の管理ができるようになった。

事例B

- 従業員 100名
- 業種 飲食サービス業

【支援前の状況】

- ・人手不足の影響で既存従業員が長時間労働となっている。
- ・拡大に伴う人事制度や賃金制度ができていない。
- ・助成金を活用し、効果的に労働環境を整備していきたい。



【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①人手不足

短時間勤務などの多様な勤務体系での募集方法や、WEBを利用するなど多様な採用募集について助言・提案を行った。

②人事制度

人事制度や賃金制度構築について助言した。他社成功事例の紹介や、制度への助言・提案を行った。

③助成金

働き方改革に関連する各種助成金について詳しく説明し、労働環境整備に積極的に活用することを助言・提案した。



【支援後の効果】

- ・WEBでの採用募集やハローワーク求人を見直しを行い、採用力が強化された。
- ・人事制度や賃金制度の整備を行うこととなった。
- ・時間外労働等改善助成金の助成金の申請を行うこととなった。

兵庫県働き方改革支援センターのサポート事例について②（同一労働同一賃金等）

事例C

- 従業員 7名
- 業種 サービス業
(ネイルサロン経営)

【支援前の状況】

- ・正社員化を進めたいが、就業規則などの整備ができていない。
- ・雇用管理体制の構築が重要と理解しているが、何処から手を付けていいのかわからない。



【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①就業規則の作成の意義を説明

厚生労働省のひな型を紹介し、勤務時間や退職金など、個別に対応すべき点を助言した。

②36協定の整備

労働時間把握の重要性と協定書策定から届出までアドバイスし、労基署に提出することを助言した。

③有給休暇の法整備

労基法改正で年間5日の取得が義務付けられることを説明し、取得管理計画策定の取組を行うことを助言した。



【支援後の効果】

- ・就業規則等を整備したことで、社員からの有給休暇などへの問い合わせが円滑に出来るようになった。
- ・有給休暇にかかる法改正の準備として取得管理計画策定の取組を開始した。
- ・36協定を労基署に提出した。

事例D

- 従業員 12名
- 業種 教育、
学習支援業

【支援前の状況】

- ・時期によって業務の繁忙がある。
- ・フルタイムの非正規社員については、基本的に1年で正社員に転換しているが、正社員化に伴う人件費増加が負担となっている。



【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①キャリアアップ助成金の提案

非正規社員の正社員転換をすることにより申請できるキャリアアップ助成金の利用を提案し、申請方法について説明した。

②業務の分散

業務の分散を図るため、「変形労働時間制」を提案した。1年間の業務カレンダーなど効果的な労務管理の手法を説明した。

③有給休暇の計画的付与

年次有給休暇の計画的付与について提案した。



【支援後の効果】

- ・非正規社員はキャリアアップ等規程を作成して、キャリアアップ助成金を申請することにより待遇の是正を図り、原資の確保する準備ができた。
- ・業務カレンダーを作成することにより、業務の平均化を図ることとなった。

●兵庫県働き方改革推進支援センターの活動状況

平成30年4月から順次、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置した。兵庫県では、4月23日にJR三ノ宮駅前、サンパル7階に開設。

社会保険労務士など労務管理の専門家を配置のうえ、商工団体と連携を図りながら、事業主が抱える様々な相談にワンストップで対応している。

【内訳】

① 個別相談の実施

- ・センター窓口等における個別相談・支援
センター事務所内における労務管理等に係る相談・支援を実施

（平成30年11月末現在：91件）

- ・アウトリーチ型相談支援の実施
個別企業への訪問による相談・支援を実施

（平成30年11月末現在：77件）

- ・出張相談会による個別相談・支援
商工団体等と連携を図りながら、出張相談会を実施

（平成30年11月末現在：2回（セミナー等での個別相談会を除く））

② セミナー・説明会の開催

商工団体・よろず支援拠点等と連携を図りながら、働き方改革関連法の改正内容や助成金活用に向けたセミナーを開催。

（平成30年11月末現在：84回、参加者2,399人）